

ワーキンググループの設置について（案）

平成 年 月 日 国立大学教育研究評価委員会決定

国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の下に、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則第6条の規定に基づき、ワーキンググループを以下のとおり設置する。

1 目的

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価方法の検討を行い、その結果を委員会の審議に供する。

2 構成員等

- ワーキンググループは、委員長が指名する委員及び専門委員10名程度により構成する。
- ワーキンググループには、主査及び主査代理を置く。主査は委員長が指名し、主査代理は主査が指名する。

3 議事

- ワーキンググループは、主査が招集し、議長となる。
- ワーキンググループは、構成員の過半数の出席をもって会議を開くことができる。

4 会議の扱い

- ワーキンググループは、非公開とする。

5 設置期間

平成23年6月末日までとする。